

北海道障害者職業能力開発校では、発達障がいのある方の就職に向けた職業訓練を実施しています!!

□発達障がいのある方を対象とした訓練科

- ①総合ビジネス科 (1年訓練)
- ②プログラム設計科 (2年訓練)
- ③CAD機械科 (1年訓練)
- ④建築デザイン科 (6ヶ月訓練)

□知的障がいのある方を対象とした訓練科

- ①総合実務科 (1年訓練)

※発達障がいと知的障がい重複している方は対象となります。(発達障がいのみの方は対象外となります。)

□通校される方のほか、本校に併設された寮で生活することにより、社会性を育みながら訓練をうけられている方も多いです。

□主たる障がいが発達障がいの方の入校者数 (人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		合計		
	全入校生	発達障がい	全入校生	発達障がい	全入校生	発達障がい	全入校生	発達障がい	割合
総合ビジネス科	7	4	2	1	2	1	11	6	55%
プログラム設計科	6	2	1	0	7	4	14	6	43%
CAD機械科	3	1	4	2	1	0	8	3	38%
建築デザイン科	1	0	1	0	1	0	3	0	0%
合計	17	7	8	3	11	5	36	15	42%

☆発達障がいとは…

発達障害者支援法第二条に「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいのある方は、成長・発達過程の中で習得したり、解消されたりするとされる事柄が、通常期待されるものと異なる部分があり、そのため次のような「つまづき」を生じる場合があります。また、個人差が多いため、一定程度成長してから本人や周囲が気がつく場面もあります。

①学習面でのつまづき

「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」「計算すること」等に対する“学びにくさ”や“理解のばらつき”が見られ、学習についてこれない。

②行動面でのつまづき

「注意が持続できない」「授業中離席が多い」「忘れ物・紛失ものが多い」「整理整頓が苦手」「金銭管理が苦手」「年齢に比して幼稚な言動が多い」「指示理解が弱い」等

③社会面でのつまづき

「集団の中に入れれない」「予定変更に対応できない」「こだわりが強い」「些細なことで対人トラブルに発展する」等



Q 発達障がいかどうか分からないが、対応方法や将来について相談したい

☆市町村役場

身近な相談機関であるとともに、専門機関の紹介や発達障がいのある方が取得可能な精神保健福祉手帳の申請・受領の窓口業務、福祉サービスの支給認定等も行っています。

☆発達障害者支援センター

発達障がいのある方、その家族からの様々な相談に応じ、豊かな地域生活を送れるよう支援をしています。

○札幌市にお住まいの方

札幌市自閉症・発達障がいセンター「おがる」 TEL 011-790-1616

<http://www.harunire.or.jp/ogaru/index.html>

○札幌市以外にお住まいの方

北海道発達障害者支援センター（道南・道央担当 / 道東担当 / 道北担当の3カ所）

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/hattatu_shougai.html

Q 発達障がいかどうかはつきりさせたい

☆精神科神経科を標榜する医療機関を受診

発達障がいを対象としない医療機関もありますので、事前確認が必要です。

※北海道医療機能情報システムでは、発達障がいを取り扱う精神科神経科医療機関を検索することができます。

<https://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/ap/qq/men/pwtpmenuult01.aspx>

「医療機能で探す」→「対応することができる疾患・治療内容から選択欄の精神科・神経科」を選択→「発達障害（自閉症、学習障害等）」を選択→「地域または市町村」を選択→医療機関が表示されます。

☆児童相談所（18歳未満が対象）を活用

児童相談所においても、判定検査や精神科医師の診断を受けることができます。

○札幌市にお住まいの方

札幌市児童相談所 TEL 011-622-8630

○札幌市以外にお住まいの方

北海道立児童相談所（道内8カ所）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cuj/73179.html>

Q 発達障がいの方対象の手帳はありますか

☆発達障がいの方は、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となります。

手帳には、程度が重い順に1級から3級まであります。

手帳の交付には、医師の診断書等が必要となるため、お住まいの市町村役場にご相談ください。

Q 発達障がいのある方で、訓練を受けるには何が必要ですか

☆本校所定健康診断書に発達障がいであることの精神科医師等の診断が必要です。

☆まずは、入校前適性相談を受けることをお勧めします。

平日は随時行っておりますので、お問合せください。

【問い合わせ先】

北海道障害者職業能力開発校

砂川市焼山 60 番地 2
TEL 0125-52-2774



北海道では、発達障がいについての情報を発信しています。
詳しくは、北海道のホームページをご覧ください。

北海道保健福祉部障害者保健福祉課担当

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/hattatu_shougai.html